

セメント公定價格改訂に依る購入取扱に就て

原田東平

今回商工省告示を以てセメント公定價格改訂が告示されました付ては其の決定に至りました経緯を略述してみたい

と思ひます。

◎商工省告示

第三百七十號

昭和十五年三月商工省告示第九十四號左ノ通改正シ昭和十六年

五月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年四月三十日

商工大臣 豊田貞次郎

(單位一袋)

卸賣業者(セメント共販株式會社ヨリ直接二階入シテ販賣スル者)ノ販賣價格

品種	セメント共販株式會社ノ販賣價格
普通ポルトランドセメント	四〇五入
一・三	一・六
一・三	一・三
一・三	一・三

混合セメント(高爐セメント)ヲラム	一・三	〇・六	一・三	一・〇三
早強ポルトランドセメント	一・四二	一・四八	一・四七	一・一八
ネオソリデチットセメント	一・六六	一・五六	一・〇三	一・六六

備考 昭和十五年三月十一日商工省告示第九十四號ヘセメントノ販賣價格指定ノ件

右の通公定價格が改訂告示されました。然し改訂とは申條從來ありました五〇五入袋の外に四〇五入袋が出來たのに其の價格が追加公定されましたことが主なるものであります。右に伴つて從來取扱上種々問題となりました工場渡其他取扱方法が同時に判然と決定しましたから併せて其の取扱概要をも参考迄に申述べて見たいと思ひます。

扱て此の四〇匁袋が新らしく出来ました原因の一つとして紙袋の拂底がいの一番に挙げられます。即ちセメント容器なる紙袋も資材難の爲次第に窮屈になつて來ましたので

成形資材擁護の國策的見地から内務省各出張所、道府縣、

六大都市等大口需要者は率先して容器の返還を勵行されて居りますが此の返還袋を五〇匁袋として完全に再使用出来れば結構なのですが大方は開封の際口又は袋の胴を亂暴に破つて終ふ方が多いので其の儘五〇匁袋として再使用することが出來ない。従つて此の亂袋を一人前に再製するとなると何うしても寸法が縮少されますから已むなく四〇匁入袋として更生せしめる外方法が無いので四〇匁袋が新生した譯であります。斯様な次第でありますから現場に於てセメントを使用する場合袋を開封するとき一寸の手間でありますから口糸を丁寧に引抜いて袋の再用を容易ならしむる様國家的見地から又出荷を速かならしめる點からも特と注意を要することゝ思ひます。

紙袋詰ノモノノ價格ハ紙袋一層ヲ増減スル毎ニ本表價格ヨリ五〇匁入ニ在リテハ二錢四厘ヲ四〇匁入ニ在リテハ二錢二厘ヲ増減スルモノトス

(イ) 建値に付て

本表の價格は三層紙袋詰のものゝ價格を標準として公定して居りますが、近頃は袋の紙質が非常に粗悪となりました爲か運搬中の破損に因る亂袋の數が激増致しまして特に船舶輸送のものに於て甚しい嫌があるのであります。從て重要物資であるセメントを亂袋整理等の手數を省き完全に輸送するには四層或は五層袋を必要としますから之からは厚層袋を使用する様になるかも知れませぬ、又輸送地近距離か或は輸送機關の關係から三層以下でも良い場合がありますので其の場合五〇匁袋は一層を増減する毎ニ二錢四厘を四〇匁入のものは二錢二厘を公定價格から各増減することにいたします。此の場合支拂關係に於て厘と云ふ端數が付きますが之は一廉の契約高の計に於て錢位未満を切捨てゝ支拂へば宜しいのであります。

告示

(口)本表價格ハ買主指定ノ省線及直通連帶社線各驛扱貨車飛渡又ハ別表各港三於ケル本船飛渡ノ價格トス

別表（港灣名）

告示		別表 (港灣名)						
		道府縣	北海道	函館	小樽	室蘭	釧路	留萌
富山縣	三重縣	青森縣	岩手縣	大船渡	宮古	大湊	大槌	山田
東岩瀬	愛知縣	宮城縣	青森	鹽釜	石卷	能代	釜石	久慈
伏木	靜岡縣	秋田縣	船川	酒田			八戶	
的波切	新潟縣	千葉縣	木更津				氣仙沼	
五ヶ所市	福井縣	東京府	東京				志津川	
追間	福井	神奈川縣	橫濱	橫須賀	浦賀	三崎	女川	
和具	長野縣	新潟縣	新潟	直江津				
本	長野縣	長野縣	長野	上田	下田			
口	岐阜縣	長野縣	長野	蒲原郡	田原			
賢島	岐阜縣	長野縣	長野	松崎				
尾鷲	岐阜縣	長野縣	長野	武平坂	武平坂			
大口	岐阜縣	長野縣	長野	豐濱	半田			
新鹿田	岐阜縣	長野縣	長野	常滑	常滑			
木本	岐阜縣	長野縣	長野	鳥羽	鳥羽			
前	岐阜縣	長野縣	長野	志賀	志賀			

山口縣	廣島縣	岡山縣	和歌山縣	兵庫縣	大阪府	京都府	福井縣	石川縣
小室下關 津松積	廣島縣	岡山縣	和歌山縣	淡志赤穗 尼崎	尾崎大坂	竹野舞鶴	三國	七尾
大鹿土原 野生浦川	坂日生	文里並	御坊和歌山	西木場	淡堺	東人舞鶴	敦賀	飯田
下岩小松國 野田	大竹瀧田	玉島	日生	煙場	居良山	間人輪		
契木糸島 江	米子	笠岡上	串本海	西宮	良山	良山		
萩久宇賀部	大社廿日市	日置	本南	由良	中濱	宮津	小濱	宇出津
川御尻道洗	松江五日市	牛窓	下津	廣畠	宮津	宮津	高濱	
周防富田	安來	大島輪	香住	西宮	中濱	中濱		
仙崎	美保關	宇野	寄良	良山	良山	良山		
三田尻	仁江方	三蟠	福良	戶和田	久美濱	久美濱		
德山光	松永島	玉	寄良	千石明石	栗田	栗田		
(島田川)	合ム	三蟠	寄良	本志都洲	貝冢	貝冢		
柳井	倉鞘	日比	良山	千石谷川	高砂	高砂		
大津島	竹原	下津井	勝浦	相生	岩屋	岩屋		
櫛ヶ瀨	向洋	小味野	白湯	生	郡家	郡家		
	忠海	新宮	淺	良	坂越	坂越		
	福山	田	瀨	見	二見	二見		
	海田市				佐野	佐野		
					伊根	伊根		

德島縣	(德島)	赤撫養	小松島	椿橋	日和佐	牟岐	鹿兒島縣	(志布志)	内ノ浦	古江
香川縣	(鞆)	志度	三本松	土ノ庄	宇和島	草壁	豐濱	仁坂出	丸龜	引田
愛媛縣	(伊予)	觀音寺	三机松	菊間島	岩長濱	郡中	壬生川	吉田	坂手津	多度津
高知縣	(宿毛)	燕崎	三瓶	今治	西条島	西條島	西津濱	八幡濱	由岐	浅川
福岡縣	(門司)	寒川	寒川	吉田	四坂島	深浦	高濱	川ノ石	丸龜	尖喰
佐賀縣	(牛津)	西戸崎	下田	下田	甲浦	新居濱	北條	川ノ江	坂手津	日和佐
長崎縣	(島原湊)	宇佐	高知	高知	室戸岬	若津	八幡濱	北條	仁坂出	牟岐
佐賀縣	(厘外)	博多	奈半利	奈半利	片島	若松	高濱	川ノ江	丸龜	引田
佐賀縣	(平瀬、廣畠)	小倉	加布里	大牟田	大牟田	若津	深浦	川ノ江	坂手津	多度津
長崎縣	(佐世保)	宇島	戸畠	若松	若松	諸富	高濱	北條	仁坂出	牟岐
長崎縣	(白ノ浦)	今福申	今福申	今福申	今福申	諸富	高濱	北條	丸龜	引田
佐賀縣	(八代)	住ノ江	呼子	伊萬里	唐津	諸富	高濱	北條	仁坂出	牟岐
佐賀縣	(八代)	六角	伊萬里	唐津	諸富	諸富	高濱	北條	丸龜	引田
佐賀縣	(八代)	大角	唐津	唐津	諸富	諸富	高濱	北條	仁坂出	牟岐
佐賀縣	(八代)	佐渡	佐渡	佐渡	佐渡	佐渡	佐渡	佐渡	佐渡	佐渡
佐賀縣	(佐伯)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
佐賀縣	(水俣)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
佐賀縣	(富岡浦)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
佐賀縣	(佐伯)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
佐賀縣	(別府)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
佐賀縣	(東海)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
佐賀縣	(富島)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
佐賀縣	(赤江)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(中津)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
宮崎縣	(東海)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(佐伯)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(水俣)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(富岡浦)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(佐伯)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(別府)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(東海)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(赤江)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(杵築)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(内海)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(油津)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀
大分縣	(津久見)	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀	佐賀

(ロ) は公定價格に依る運搬先

本項では公定價格で何處迄共販が輸送するのか其の輸送先を明にしたものであります。而して受渡場所が買主指定の各驛車扱貨車乗渡の場合は宜しいのであります。港灣は一寸問題があると思ひます。即ち別表各港の本船乗渡のみを指定して他の指定以外に尙利用し得る港灣を全然受渡場所とすることが出来ない様除外するときは餘り窮屈になりますので別表の後記で別表各港以外の港灣で受渡便宜の港灣があるときは買主、賣主双方協議の上で其の港湾を特に受渡場所とすることを得る様にしたのであります。此の場合も勿論公定價格で取引さるべきであります。

然し此の運用は餘程考慮して運用することが必要であります。即ち鐵道貨車輸送の場合は受渡相互に利便經濟的で

本表記載ノ港ノ外ニ賣主買主ノ協議ニ依リ定マリタル港ヲ含ムモノトス

あるに反し、船乗渡は袋の破損多く尙陸揚費其の他小廻費

が相當嵩むのみならず、破損に因る亂袋整理費の負擔限界

告示 (ハ) 買主ガセメント使用場所最寄ノセメント製造工場ヲ

受渡場所ニ指定シタル場合ハ本表價格ヨリ五〇匁入袋
詰ニ在リテハ三錢ヲ四〇匁入袋詰ニ在リテハ二錢四厘

ヲ減ズルモトス

が判然せず、假に船長が證明するとしても爲に不測の負擔

をする場合が意外に多いのではないかと思ひますので可成

港に於ける船乗渡扱は避けることにしたいと思ひます。從

つて鐵道と港とが近接して存在する場合には鐵道の驛を指

定することが適當と存じますから將來貨車降費並船腹渡の

價格が決定する迄は良く注意を要します。

又車扱貨車乗渡並本船乗渡と云ふことの意は夙く御承

知のことと蛇足の様に存じますが、車扱貨車乗渡とは例へ

ば貨車に他の貨物を積み合せないでセメントのみを一車に

積込んで買主指定の驛に貨車に乗せた儘買主に引渡す所謂
レール渡を云ひ又本船乗も同様買主指定の港へ持つて來て
船に乗せた儘買主に引渡す方法を云ふのであります。従つ

て買主は貨車が驛のレールに這入り船が港に到着したときは、自己の費用を以て荷を引取らなくてはならないのであります。此の場合前述の亂袋整理負擔の問題が起るのであり

(ハ) 工場渡

從來工場のことは告示に明にされなかつた爲に契約後の入手、出荷關係に於て工場側と買主との間に往々手違を生じ圓滑なる受渡を阻礙することが多々ありましたので左様な厭な問題を起さぬ様今日新しく工場渡を確定したのであります。従つて右工場渡の場合價格が多少減額になるのも

當然であります、即ち五〇匁入袋に付三錢、四〇匁入袋に付三錢、四〇匁入袋に付三錢四厘を各差引いた價格で賣買されるのであります。

此の工場渡の場合でありますが從來此れは共販の大坂支店に多かつたのですが例へば京都市が大阪から現品を取るのに鐵道輸送では一番條件の悪い近距離の爲か已むを得ず

市自身が自動車を以て工場迄取りに行く此の場合共販は鐵

道運賃の實費即ち大阪から京都の一條又は梅小路驛迄の鐵道輸送貨を拂戻して居ります。然るに工場渡の値段が決定したからと云つて工場渡を契約文中に入れるときは今迄指定驛二條とか梅小路驛とか迄の鐵道運賃實費を共販で拂戻

して居たのが拂戻さなくて良いことになります。ですから

鐵道近距離輸送の爲貨車廻り悪るく何うしても入手を速にせねばならぬときは矢張從來通の契約即ち一條或は梅小路驛を受渡場所に指定して置いて運搬を共販に代わてすると

云ふ方法を探り大阪から一條又は梅小路驛迄の鐵道運賃實費の拂戻を受ける方が得策であります。左様致しもせず假に京都市が大阪の工場渡を指定したとしますと前記の通五〇匁入は一袋に付き三錢、四〇匁は一袋に付二錢四厘引となり鐵道運賃實費拂戻額より少くなりまして不合理を生じますから間違を起さぬ様に特に注意したいのです。然らば工場渡を指定する場合は何う云ふ場合かと申しますと鐵道を利用出来ない工場現場に於て最寄に製造工場のある場

合に限るのであります。

告示 (ニ) 買主指定ノ受渡場所ガ(ロ)ノ各驛若ヘ各港又ハセメント製造工場所在ノ市町村内ニ在ル場合ハ賣主ハ之ヲ

當該驛貨車乘渡又ハ製造工場渡ト爲スコトヲ得但シ製造工場渡ト爲シタル場合ハ(ハ)ニ依ルモノトス

(ニ) 受渡場所が同一市町村内に在る場合

本項は主として共販の出荷取扱の都合から定められたの

であります。即ち土木出張所、府縣並六大城市は本省より各月又は各期の割當配給量の通知を受けると直に使用場所毎の使用數量を定め工事現場の最寄驛なり港なり工場渡な

りを指定して關係各地の共販支店、出張所に發注するのが普通でありますが共販は出荷の都合に依り例へば東京に於て省線山手線澁谷驛を指定した場合これを芝浦港渡に又埼玉縣秩父町に於て秩父驛渡を指定した場合秩父工場渡に變更し得るとか又は港灣渡を指定した場合同一市町村内に於て其の港灣の最寄驛に受渡場所を變更するとか同一市町村内に以上の受渡場所一或は二が存在する場合其の受渡場所

を共販の希望する場所に變へることを得しめ出荷の圓滑を期したのであります。然しそれも契約締結前の豫備交渉中に決定さるべきものでありまして、一旦契約が締結されました以上は共販が一方的に變更することは出來ませんから、此の點特に御注意を願ひます。同一市町村内に以上の受渡場所が一或は三ある場合に於ても鐵道輸送を運賃其他の關係から云つても原則とするのでありますから受渡場所

を指定するとき特に事情のない限り工場現場最寄鐵道各驛を指定するとき特に事情のない限り工場現場最寄鐵道各驛を指定するのが當然であります。

告示

(ホ) 車扱數量ニ満タザル數量ヲ買主ノ希望ニ依り車扱ト
シテ貨車輸送シタル場合ノ空積運賃ハ買主負擔トス

(ホ) 空積運賃

本項は一車に満たない場合買主が自己の都合で他の買主

との積合せを待つて出荷して貰つては急場の間に合はないとき買主の希望に依り出荷輸送することが出来るのです其の場合空積運賃は買主の負擔としたのであります然し此の場合と雖も本表價格以外に其の空積運賃を加算して賣却す

ることは勿論公定價格違反でありますから本表價格以外に増額せられて居る場合は注意を要します。右の場合は卸賣業者が購入するとき即ち小口買の場合が多いのではないかと思ひます。

告示 (ヘ) 樺太、朝鮮、臺灣、南洋群島、關東州及滿洲國向ノ

場合ヘ船積港ニ於ケル本船乗渡ノ價格トス

(ヘ) 外地向

本項は別段解説を要しませぬから略します。

告示 (ト) 買主所有ノ紙袋又ヘ麻袋(ペーツバツカーニテ直ニ

詰込ミ得ル様完全ナル裝備ヲ施セルモノ)詰ニテ販賣スル場合ノ價格ハ本表價格ヨリ五〇匁入袋詰ニ在リテハ一一錢ヲ四〇匁入袋詰ニ在リテハ一〇錢ヲ減ズルモノトス

(ト) 所定容器手持の場合

本項は買主が共販所定の容器(ペーツバツカーニテ詰込み得るもの)を以て貰ふ場合の値段を云つたものであります

して取立てゝ申上げることはありませんから同じく略します。

告示（チ）（ト）以外ノ買主所存ノ容器詰又ハ撒ニテ販賣スル場

合ノ價格へ本表價格ヨリ五〇匁ニ付八錢ヲ減ズルモノ

トス

（チ） ばら買の場合

本項は買主所有の容器を以て買ふ場合の値段を云つて居るのですが此の場合ばら買の場所は工場でのことでありまして買主が指定した場所例へば工事現場最寄驛を指定して其處でばら買することが出来るのではありません、ばら買は必ず工場でありますから間違はぬ様注意を要します。

今迄は一應改訂告示に對する解釋を乍簡單御話ししましたが尙疑問の點が有りましたなら御質疑願ひたいと存じます。さて以下は改訂告示決定に至りました協議經過を申上げて商工省、共販並土木局三者の意見の一端でも御識り願ひ從て取扱の御参考に資したいと存じます。

告示を改訂し様と云ふ聲が關係當局の議に上りましたのは本年の二月からであります。其の動機は何うも買主と賣主即ち共販の代行會社たる生産會社との間に出荷、引取に

關し小さな紛争が絶へなく且つ共販側に於て地方的に經濟警察の問題を惹起する度に當方の出荷にも影響され其の度に大、小の差こそあれ迷惑を蒙つたのであります。其處で告示改訂を希望したのは當然共販でして此の際工場渡を初め懸案事項を判然と解決して終ひたいと四〇匁入袋の新設や工場渡、同一市町村内の受渡關係等審議することになりました。之れは物價關係でありますから物價局化學課が主となつて其れに化學局が配給統制の關係で介添役として、吾々大口需要家陸海軍、鐵道、遞信、内務と云ふ顔觸れで再三會議を開いて何うやら今度の改訂告示と爲つたのであります。

内務省としては折角改訂するものなれば此の際價格も全面的に改訂する様即ち貨車乗渡及船乘渡を驛降の値段及船側渡の値段にせよと獨自の案を提出したのですが物價局の方で今回は前決定の公定價格には觸れないで取扱のみの小範圍にしたいと云はれ大分揉み合つたのですが結局今回は四月三十日の告示に決つたのであります。然し驛降及船側

渡の値段に付ては相互に研究して案の出來次第又改訂することにしました。港湾に付ては過般御手數を煩はしました

ことを基礎に決定したのであります。其の折東京の伊豆列

島、新潟の佐渡、島根の隱岐島、長崎の對馬、鹿兒島の大

島行セメントに付て共販は運賃ブルが第一次船を標準と

し積替第二次船の運賃はブル計畫基礎になつて居らぬ故

右の島行は絶対困ると強硬に拒否し續けました。商工當局

も其の時初めてブル計算の基礎には立入つて居らぬと共に

販に味方した様な事を云ひましたが當局が其れでは承服せ

ぬので何ぶも商工當局の言葉もあり内務省關係に於て直轄

工事用及當該府縣の土木工事用に限り共販で持つて行くこ

とに化學局に於て最後の決定を見、別表各港中には右の港

灣名を記入しませぬが共販より左記の通土木局長、化學局

長、物價局第二部長宛に覺書を提出して實行を約したので

當局も漸やく改訂案に同意致した様な次第であります。

記

昭和十六年四月三十日

新潟

東京府

府縣名

港灣名

福井

二見、岡田、神湊

兩津、小林

昭和十六年四月三十日商工省告示第三七〇號ヲ以テセメントハ公定價格改訂告示相成候處内務省直轄工事及府縣土木工事用ノモノニ限リ爾今左記各港ヲ告示別表各港ト同様ノ取扱ヲ爲スコトニ異存無之候
右昭和十六年四月二十二日商工省化學局ニ於テ協議決定候
通覺書提出候也

内務省土木局長

商工省化學局長 殿(各通)

物價局第二部長

セメント公定價格改訂ニ伴フ内務省關係受渡

場所ニ關スル覺書

セメント共販株式會社
專務取締役 岩崎清一郎

島根縣

西鄉

長崎縣

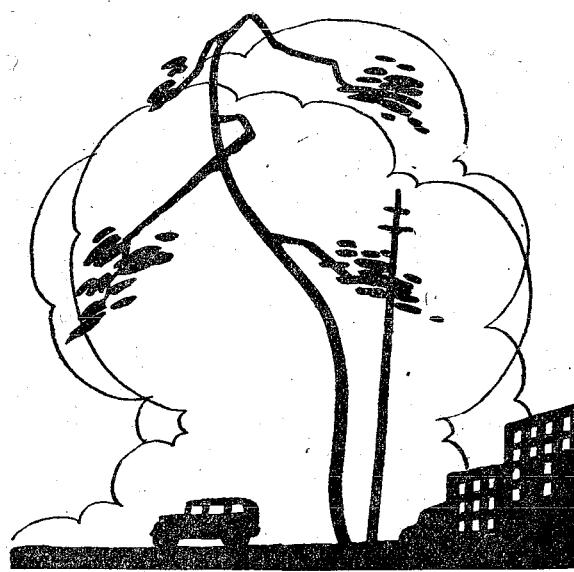
比田勝

鹿兒島縣

名瀨

右の様に甚だ不満足のものであります。此の様な問題も物資が窮屈になつて來てから手掛ける様になりましたので吾々の勉強も勿論足りませんので乞う足らぬ感じを御持ちらることゝ存じますが今後共御氣付の點はドシ～と御申越願ひたいと存じます。

尚駄足の様であります改訂告示は五月一日から適用されることになりましたので共販の一部では既契約の未納入分に對しても即時適用することを強要して出荷を遅る向もあるやうですが商工當局との協議に於ては新告示に依る場合は必ず買主の同意を持て受渡場所等を變更すること其れも買主に不利となる場合は同意があつても改訂告示に依つてはならない、改訂告示を適用するには變更に依り買主の利益となる場合のみに限られましたから良く御注意を願度と同時に既契約の未納入分を至急入手して欲しいのであ



ります。

簡単ではありましたが地方の皆様に多少でも御参考になりますれば幸甚であります。

(終)